

ケルゼニズム考・断章

手島, 孝
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1653>

出版情報：法政研究. 39 (2/4), pp.249-273, 1973-06-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ケルゼニズム考・断章

手島 孝

目次

- はじめに
- 第一章 ケルゼン・ルネッサンス？
- 第二章 ケルゼニズムへの一接近法
- 第三章 思想ないし哲学としてのケルゼニズム
- 第四章 社会科学方法論としてのケルゼニズム

はじめに

一九六二年早春のことだったと思う。吉田先生を当時のわが居所ケルンにお迎えし、われわれは共に、未だそこかしこに残る古都の城壁跡を散策し、ラインの風光を賞で、復旧成った大伽藍一六〇メートルの鐘楼に攀って、清遊の日々を過ごした。烏鬼匆匆、あれから十年を超える歳月が瞬く間に流れた。いま先生の華甲をお祝いするにあたり、そのケルンゆかりの法学者ハンス・ケルゼンの思想と生き方を論じて記念としたい。先生には、今なお十年前に渝らぬその若々しさを、ケルゼン同様いつまでも持続されて、学界にこの上とも寄与せられんことを。

なお、ケルゼンの全思想体系すなわち「ケルゼニズム」*の究明は、筆者の学生時代このかた年来の宿題である。一九五五（昭和三十

○) 年本誌二三巻一号に小稿「ケルゼンの行政論——ウィーン学派に於ける行政思想 序説——」を発表した前後、その法哲学(ないし政治哲学、社会哲学) 的根底についても大小数篇の論策を草したが、思うところあって篋底深く蔵したまま今日に至った。この度びここに「ケルゼニズム考・断章」と題して公けにするのは、第一章と第二章は新稿、第三章および第四章は当時の旧稿のごく一部に仮名遣いなど最小限の手を加えたもの(したがって引用文献は執筆時点のまま)である。断章なる標題が示すように、ここでは未だ依然としてケルゼニズム全体に対する包括的な分析・検討、最終的な評価・断案は留保されたままである。すなわち、あくまで前述の動機に触発された試論^{エッセー}の域にとどまる、研究途上の覚書以上のものではないことを遺憾とする。

* 「ケルゼニズム」なる用語は、A. S. de Bustamante y Montoro, "Kelsenism," Interpretations of Modern Legal Philosophies (Essays in Honor of R. Pound), 1947, pp. 43—51 による。大戦直後の刊行にかかるこの書を日本では手にしえず、米國留学のさい一九五六年夏、亡命のケルゼンが見出した安住の地カリフォルニアはバークレイの大學図書館で、ようやく閲読・筆写(当時ゼロックスとやらの文明の利器は未だ存在しなかった!)の機会を得た折りのことを想い起す。

第一章 ケルゼン・ルネッサンス?

—

ハンス・ケルゼン、よわい九十有一歳。大著『国法学の主要問題』をひっそりさげて彗星の如くデビューしてこの方すでに二世代の余、つねに学界の最前線に立つて倦むことを知らなかったこの世紀の碩学も、ようやくにその巨歩を停止しようとしている。

一九六九年二月一五日、莫逆の盟友アドルフ・メルクル生誕八十年の記念論叢に公開の書簡を寄せた彼は、なお老いを見せぬ確かな手跡ながら、次のように淡々と記している。⁽¹⁾

「敬愛する友よ！

僕は、高齢のせいで記憶力がぶくなり、……もはやこれ以上何も公表すべきではないと思うので、非常に残念だが、君の栄誉のために企画されたこの祝賀論集に論文を寄稿することができなかった。」

ただ、驚嘆すべきことに、この「現代のアブラハム」⁽²⁾は、右の引用で筆者が破線（……）で伏せた箇所に挿入して何と書き込んでいるか。われわれは読む。——「攻撃に対する反駁は別として」

老戦士のこの不屈の闘志！そして、すでに完結したと自認するのであろう己が学説体系への満々たる自負！

この自信は、しかし決して故ないものではない。彼の卒寿の賀に編まれた論文集（一九七一年、ウィーン）の巻頭、「在オーストリアの弟子たち」を代表して、メルクル（本書への寄稿を最後に、その印刷進行中に死去）、アルフレート・フェアドロス、ルネ・マルチクおよびロベルト・ワルターは、「オーストリア法学界より出て、国際的な法学の詩^{バルナソス}神の山に達した」⁽³⁾彼らの師に語りかける。——

「わたくしどもは、先生が——先生の学説はその展開の当初から今日に至るまで学問的論争の渦中にあるとはいえ——、これ以上の表敬を何ら要せぬまでに、高く認められており且つ名誉を受けられたことを存じております。しかし先生は、オーストリアに在る先生の弟子たちが——そして、オーストリアの法学者で誰が少なくとも部分的に先生の弟子たらざる^{フェストシュユフト}が^{ならわし}ありましよう——、先生の九十回目の誕辰に心からの感謝と愛情より出る祝詞をお伝えしようと欲するだけでなく、この祝詞に祝賀論文集という伝統の形式でさ^フさやかな贈り物を添えたいと思うことを、おわかりいただけるでしょう。」

そしてまた、『カリフォルニア・ロー・レビュー』が同じくケルゼン九十歳の記念にささげた特集号（一九七一年）の冒頭にも、「ヨーロッパにおけるナチズムを逃れアメリカで再出発することを余儀なくされたケルゼンの個人的悲劇は、わが国に一人の巨匠を与えた」との献辞に続いて、エーレンツワイクの次の章句に始まる「序文」を見ることが⁽⁴⁾できる。——

「半世紀の間、本でも論文でも、法哲学の出版物で純粋法学を称揚もしくは攻撃しないものは、ほとんど何処にも存在しなかった。しかし、称讚にせよ反対にせよ、世界中の法哲学者は、ハンス・ケルゼンにおいて世界の卓越した法学者の一人を見たロスコー・パウンドに同意する。されば、五つの大陸の諸大学が長い間彼を表彰する特権のために相競ってきたこと、また、彼が旅行を制限せざるをえなくなつて以来、パークレイを訪れる世界中からの学者たちが、この偉大な人物をちらりとでも見る事が許されうるかどうか、恐る恐る尋ねる……というのも、怪しむに足りない。」

二

預言者故郷に容れられずという。ケルゼンもまた、一九三〇年、失意のうちにオーストリアを去らねばならなかった。しかし四一年後の十月十一日、九十歳の誕生日にあたってその故国の彼を礼遇するや、まことうたた今昔の感なきをえない。「門弟」らによって上述の祝賀論文集が献呈されたばかりではない。大統領は、オーストリア最高の共和国功労星印大黄金勲章を贈り、異例の勲記をもってこれを顕彰した。そこでの長年の私的ゼミナールを通じて法学における「ウィーン学派」を生んだケルゼンの旧居には、記念の牌が取り付けられた。さらに政府は、財団法人「ハンス・ケルゼン研究所」を設立して、この大学者の業績とその影響に関する文献収集、そして彼の成果継承の奨励に当ることを決定している。⁽⁵⁾

このようなケルゼン再評価は、ケルゼニズムそのものの現代における復活・肯定を意味するのであろうか。「ケルゼン・ルネッサンス」は、すでに九年前、当時ザルツブルクの教授であったルネ・マルチク（一九七一年没）によって指摘され主張された。『純粋法学』（一九三四年）出版三十周年を記念して、オーストリア連邦政府と米國テネシ
ー大学の出捐によって刊行された『法、国家、および国際法秩序——ハンス・ケルゼン記念論文集』（一九六四年）
の中で彼は述べる。⁽⁶⁾——

「オーストリアでは、ひとはもともと〔ケルゼン・〕ルネッサンスについて語るを要しない。というのは、ここではただ霧^{ケル}困^{リマ}気が変わっただけだからである。すなわち、ひとは今ではヨリ公然とハンス・ケルゼンを信奉する旨表明するを常とする。ここでは、卓越した方法・高貴な思惟方式としての純粹法学・国家学の影響は、未だかつて根本的には減退しはしなかったのである。学界と実業界を通じ、公法の代表者たちは、この巨匠の弟子をもって任じる。古いところでは、たとえばルトウイヒ・アダモヴィチ（故人）、ワルター・アントニオリ、レオポルト・ヴェルナー、ハンス・シュパンナー（現在ミュンヘン在住）、エクベルト・マンリヒェル、ヘルフリート・プアイファー、エルヴィン・メリヒアル、エトヴィン・レобенシュタイン、司法相クリスチャン・ブローダ、若いところでは負けず劣らず、フェリックス・エルマコラ、ギュンター・ヴィンクラマー、ロベルト・ワルター、ハンス・クレカツキー、ハンス・ワイラー、クルト・リンクホーフアー、フリードリヒ・コヤ、ゲルハルト・プレクル。刑法学者であるローラント・グラスベルガー（在ウィーン）とフリードリヒ・ノワコフスキー（在インスブルック）が輪舞に加わる。ウィーン法理論学派の共同創始者たる国際法学者・法哲学者フェアドロス、憲法行政法学者・国家哲学者アドルフ・ユリウス・メルクル、ルドルフ・アラダール・メタル（在ジュネーブ）およびレオニート・ピタミク（在リュブリャナ）が、この学問共同体を引き継ぎ世話していることは、何びとも意外なことではなからう。ドイツ連邦共和国では、国際法学者で法哲学者たるフリードリヒ・アウグスト・フォン・デア・ハイテ（在ヴェルツブルク）がケルゼンを師と仰ぐ。スイスにおいては、R・L・ビントシエトラが若干の近親的特徴を見せている。この関係ではドイツ語圏に算えていいユーゴスラヴィアにあつては、すでに挙げたレオニート・ピタミクと並んで、指導的な憲法行政法学者イヴォ・クルベク（在ザグレブ）が、とくに言及さるべきである。ウィーンの哲学的社会理論および社会学も、同様に、この巨匠の直系である。すなわち、アウグスト・マリア・クノル、中年の世代で哲学者エルンスト・トピッチ（現在ハイデルベルク在住）および若い世代でノルベルト・レーザー。ドイツの大学の後継者層およびもっと若い教師陣を仔細に観察すれば、幾人もの新ケルゼン学派（Neukelsenianer）が発見されるであろう。連邦共和国において余りに早く手の内を見せるのは、さしあたりなお賢明なことではないのだけれども。ロマン・シュヌール（在ハイデルベルク）、ゲルハルト・シュノル（在ケルン）およびディトリヒ・イエツシュ（在マールブルク、故人）は、ウィーン学派との或る親近性を否定することはできない。通例ではないが、にもかかわらず、或るドイツの出版社のことが強調されなければならない。その出版社は、ケルゼン理論のルネッサンスに多大の貢献をなしているのである。すなわち、スキエンチア・アーレン社は、『国法学の主要問題』（一九六〇年）、『社会学および法律学的国家概念』（一九六二年）、『主権の問題』（一九六〇年）など、久しく絶版の諸著作の翻刻を刊行しつつある。

本寄稿論文の筆者〔マルチク〕は、古典的形而上学とカトリック自然法の出身であるが、ハンス・ケルゼンを、——より正確には、自己法則性に従い、この巨匠の主観的精神は恐らく必ずしも従わぬかも知れぬ諸方向へと前進し続ける、彼の学説の客観的精神を、信奉することを公言する。筆者の提案で、諸学の根本問題のためのカトリック、国際研究センターは、その政治諸科学研究所（所長Ⅱドミニコ会士ドクター・P・フランツ・マルチン・シュメルツ教授）を通して一九六二年ザルツブルク自然法シンポジウムを開催したが、そこでハンス・ケルゼンは、指導的なカトリックの法学者、神学者および哲学者たちとの討論に來り会した。

〔ケルゼン〕共同体は成長しつつある。」

一九六八年には、そのマルチクと、彼の右論文中に名を現わすクレカツキー、それにヘルベルト・ジャンベック、三人の手によつて『ウィーン法理論学派』⁽⁷⁾が編纂され世に送られた。これは、同学派を代表する三巨星ケルゼン、メルクルおよびフェアドロスによるドイツ語の重要文献中、単行書として発表されていないもの大小一〇七篇を、散逸を防ぎ学界に裨益するため集録・分類した二巻通算二四〇〇頁もの大冊（うち総帥ケルゼンのものが半ば以上を占める）であり、もつてドイツ語圏における「ケルゼン・ルネッサンス」の氣運の一端をここにもうかがい知ることができると見える。

しかし、この「ケルゼン・ルネッサンス」には懷疑論も強い。マルチクによつてケルゼニストと銘打たれ、ケルゼン九十歳祝賀論集の四名の編者中にも名を連らねる当のワルター（ウィーン大学）その人が、ケルゼン学説の感化の深甚なることは認めつつも、それは決して「ドイツ語圏におけるケルゼン・ルネッサンスなる言葉が暗示するように純粹法学の普及について語ることができるといふ意味においてはではない」とし、「この見解〔ケルゼン・ルネッサンス〕に対する懐疑は、マルチクが『巨匠の弟子』ないしその学説に近いと評する面々の列挙に目を通すと、「かえつて」強められる」と批判して、ケルゼンは「彼の創始した学説の唯一の擁護者（*der Vertreter*）」として残り、その学説の更なる展開を彼は今や基本的には独りで遂行しなければならなかった」と書いているのには、論者が論者だけ⁽⁸⁾

に大きな注目を払わざるをえないであろう。

果たしてケルゼニズムは、その疑いえぬ歴史的・学説史的足跡を踏み超えて、今日さらに再生の必然にあるのであろうか。

- (1) Festschrift für Adolf J. Merkl (zum 80. Geburtstag), 1970, S. 11. — Brief in Faksimile.
- (2) Essays in Honor of Hans Kelsen (Celebrating the 90th Anniversary of His Birth), ed. by The California Law Review, 1971, p. 613. — ハリッド『Message from Julius Stone』は、ケルゼンをユダヤの族祖アブラハムになぞらえて、それにはなむ一二〇歳の長寿を願っている。
- (3) Festschrift für Hans Kelsen (zum 90. Geburtstag), 1971, S. V.
- (4) Essays in Honor of Hans Kelsen, supra, p. 609.
- (5) Robert Walter, Glückwünsche: Hans Kelsen zum 90. Geburtstag, AöR 97 (1972) S. 145 以下。
- (6) René Marcic, Die Reine Rechtslehre: Der Hintergrund der Kelsen-Renaissance im deutschsprachigen Raum, in: Law State, and International Legal Order, ed. by Salo Engel & R. A. Métall, 1964, pp. 203 5.
- (7) Kleatsky-Marcic-Schambeck (Hrsg.), Die Wiener rechtstheoretische Schule: Schriften von H. Kelsen, A. Merkl, A. Verdross, 2 Bde., 1968.
- (8) Robert Walter, Der gegenwärtige Stand der Reinen Rechtslehre, Rechtstheorie Bd. 1 (1970) S. 72.

第二章 ケルゼニズムへの一接近法

ケルゼニズム——に限らず、すべての思想についていえることだが、——その今日的意義を判定するには、微視的には、その学説構造を内在的に正しく了解し、巨視的には、その時代的・社会的な客観的意味を、それを規定した歴史的・環境的諸要因との相関関連の中での確に把握する基礎作業が不可欠である。しかし、汗牛充棟もただならぬ研

究の堆積にかかわらず、或いはその論理的絢爛さに目を奪われた盲目的追隨あり、或いはその真意に透徹しえぬ批判以前の批判あり、或いは十把一からげのイデオロギー的な超越的断罪ありで、ケルゼニズム論につき、そのような土台工事が完成しているとは到底いえずそうにないのが、残念ながら今日なお実情のように思われる。以下、第三章と第四章に収録されるのは、この意味での缺を幾らかでも埋めようとする主観的意図に導かれた試みのささやかな一こまにほかならない。

ところで、未だ将来の課題としての構想に属するが、上記の方向でのケルゼニズムへの近迫^{アプローチ}としては、ケルゼンの全人格を包摂した個人史的な総合的方法にも大きく刮目すべきではなからうか。なるほど、「私の現実存在は『私的なもの』であり、それが公的になるのはただ著作にのみよるのであって、他の何ものによるのではない」と記したヤスパース流^(I)にえば、学問的思想体系は書かれたものからのみ構成され理解さるべきかも知れない。しかし、著作に全存在を賭け、著作以外の弁解を許さぬ学問者の厳しい主体的格率として、この命題の正当さは認めるに吝かでないとしても、追思考^(II)追体験によって先人の精神の内奥に迫ろうとしてやまぬ貪欲な研究者にとっては、やはり対象、素材は単に「書かれたもの」のみでなく、その言動・実践から、人間存在としてのあり方の全般に及ばざるをえないであろう。多年ケルゼンに親炙したメタルの手に成る『ハンス・ケルゼン——生涯と業績』(一九六九年)⁽²⁾は、この点で貴重な材料の数々をわれわれに提示してくれる待望の書の一つである。

この個人史的接近の際、私見では、代表的同時代人との対位法^(III)によってケルゼンの学問、思想、さらには全人間像を浮き彫りにする手法は、——すでに着目され(本稿でも第三章・第四章に應用され)ている、G・イエリネック、M・ウェーバー、ラートブルフ等いわば同陣営の士との和声法^(IV)とともに、或いはそれ以上に——珍重すべく捨てがたいものに思われる。その対位法に登場すべき人物として、ここに三つの名を予め挙げておくことを許されたい。

先ず、パブロ・ピカソ (Pablo Picasso 1881. 10. 25. — 1973. 4. 8)。ケルゼンとこの世紀の大画家との対比は、^{コントラスト}一見唐突で奇異の感を与えるに違いない。しかし、奇しくも同年同月、わずか二週間の差でこの世に生を享け、科学と美術と畑こそ全く違い、それぞれの分野で巨匠の声価をほしのままにした二人は、意外な類似のさまざまでわれわれを驚かす。“純粹”へのあくなき情熱。複雑多岐の法的・国家的諸現象をすべて“法規”に還元し再構成する新ウィーン学派と、フォルムを分析し単純化して幾何学的な立方体の累積として組み立てるキュービズム。これらオリジナルの奇想を武器にケルゼンとピカソ、いずれも一九一〇年前後一躍世におどり出るが、運命は彼らをそれぞれの生まれ故郷——オーストリアとスペイン——から引き離す。ナチスの暴虐に、一は没価値の科学方法論で、他は憂憤の絵筆をもって（一九三七年の『ゲルニカ』）抵抗し抗議する。そして共に、九十歳を超えるまでの桁外れの精力的な第一線活動。だが、対蹠的な相異点も少くない。純粹法学一筋のケルゼンに対し、キュービズム以後、抽象主義、新古典主義、シュールレアリズムと、カメレオンのように変貌を続けたピカソ。自由主義者ケルゼンに対する共産黨員ピカソ。“さまよえるユダヤ人”の宿命を負って地の涯てカリフォルニアへまで亡命したケルゼンは、戦後、かつて石もて逐われた独塊の地に錦を飾るが、ピカソはフランスに根を下ろし、終生ついにファシスト政権下の祖国の土を再び踏むことなく、フランコ大統領の授勳はおろか、フランス政府による生誕九十年記念式典にすら一顧だに与えなかった。また、一方、誠実謙虚な清貧のケルゼンに、他方、不羈奔放、一代の億万長者ピカソ——の対照の妙。

次にはカール・シュミット (Carl Schmitt 1888. 7. 11)。同じ国家学・国法学の土俵での天才対鬼才。かたや規範主義・相対主義の民主主義者、こなた決断主義・絶対主義の権威主義者。ワイマール憲法下、“憲法の番人”をめぐる激烈火を吹く論戦。しかしケルゼンの推輓でケルゼンに招聘される気鋭のシュミット、皮肉にもそのシュミットとナチスの反セミティズムにケルゼンの講壇を逐われる悲運の初老ケルゼン。西へ西へと苦難流浪の旅を続けるこの現代

の“賢者ナーターン”に対し、他方、ナチス初期こそ世にときめくものの、その知性はついに“二〇世紀の神話”に帰依しえず、やがて国内亡命を余儀なくされる、かの『政治神学』の著者。一九四五年舞台は暗転、後者の逮捕投獄・学界追放・故山隠遁によって陰翳づけられた、前者の復権。しかも再び皮肉なことに、今日のドイツ公法学は、ケルゼンよりむしろシュミットの感化に、人脈の上でも理論的にも遙かに根深く鬱然たるものを見る。両巨人、いずれも長寿、なお存命で活躍中。

そしてハンス・ペーターズ (Hans Peters 1896. 9. 5 — 1966. 1. 16)。戦前・戦中ベルリン (当時の同大学名簿に、われわれは正教授カール・シュミットの下に員外教授としての彼の名を見出す)、戦後はケルンの大学に拠って活躍したこの公法学者と、ハンス・ケルゼンと、“ふたりのハンス”を見えない糸でつなぐのはそも何か。——「ふたりを結ぶもの、それは真摯なアカデミズムと自由への情熱である。現実には親密な個人的交流があったとは思われない。二つの人生の軌跡はいずれもライン河畔大伽藍の古都 (ケルン) を過ぎ^よってはいるが、それは時間的にすれ違いである (ケルゼン一九三〇—三三年、ペーターズ一九四九—六六年)。……しかし少なくともわたくしの主観では、ふたりの精神的映像は二重写しになってクローズ・アッパされてくる。「その実存を賭して政治の狂瀾怒濤の只中に苦悩した宿命においても、二つの魂の星は共通する。ただし、一人は没価値のアカデミズムの孤塁を死守して力尽きた。追放され国外亡命の受難を余儀なくされたこの碩学と対照的に、いま一人は、当時身は軍籍にありながら反ナチ地下運動に挺身する命がけの途を選んだ。……「このように抵抗の態容が異なつたのは、ふたりの生み込まれた環境・背景の相違に由来するのであろう。ケルゼンは、改宗ユダヤ人の出自であり、成人した世紀末の時代思潮と奥洪帝国の複雑な精神風土に決定的に影響された無神の相对主義者であった。他方ペーターズは、プロイセン高級官吏を父とする生粋のドイツ人であり、青春の感激ワイマールの自由主義に信念を告白しつつも、これをカトリックの強固な信仰

で裏づけて終始一貫した。……」⁽³⁾

ピカソ、シュミット、ペーターズ——これら、いずれ劣らぬ巨大な精神との対位で奏でられるケルゼン交響楽の大旋律の中に、われわれは、今世紀ヨーロッパ最大の純粹理性の限りなき飛翔と深い挫折の、栄光と悲劇をまざまざと聴き取ることができるとはなからうか。

(1) カール・ヤスパース一九三九年三月一四日の日記より。——ヤスパース『運命と意志——自伝的作品——』（林田新一訳、一九七二年）二四〇頁。

(2) Rudolf Aladar Métall, Hans Kelsen: *Leben und Werk*, 1969. 邦訳『ハンス・ケルゼン』（井口大介・原秀男訳、一九七一年）。

(3) 手島「幻の書ふたりのハンス」（『ジュリスト』一九七二年八月一日号）一一二頁。

第三章 思想ないし哲学としてのケルゼニズム

一

市民階級は主知主義を携えて興った。時代の進歩性を担う階級として、彼らは容易に自らの世界観をその主知主義の枠内で是認することができた。しかし、社会組織の構造的変化は、永く彼らにこのような楽天主義に安住するを許さなかった。階級闘争の激化が世界観の相剋という形で彼らの思考様式に対決を迫った。その主知主義に整合的である限り、もはや自らの世界観の絶対性を辯護するに由ないことを悟った彼らは、退いてこの問題領域を合理性の埒外に押し遣るに至る。社会科学の方法論の上には、この過程は、実践と理論の乖離、しかも理論のあくなき形式主義化となって顕われる。

ケルゼニズムは実にかかる傾向の極端に位するものである。その生成した社会基盤は如何なるものであつたか。ケルゼンは一八八一年プラークに生まれ、自後一九三〇年に至る前半生をウィーンに送つた。オーストリアハンガリー連合帝国が深刻な民族抗争の舞台であつたことは言うを俟たない。この多民族国家における民族問題は先ず何よりも階級問題の一次的発現形態であつた。大戦後これに続いたオーストリア共和国体制の下でも、階級対立はいよいよ尖鋭化の一途を辿つた。^{*}世界観の相剋は、そこでは一つの典型的な形を取つて現われていたといえる。ドイツにおけるマックス・ウェーバーやライトブルフの場合と同様、ケルゼンはこの事態になおその市民的・主知主義をもつて対処しようとした。その非弁証法的合理主義の故に諸世界観の間に眞理性を論断すべき可能性を喪つた無力を、彼は知性からこの問題への権能を奪い去る教説によつて償おうとする。そして、相対主義と呼ばれるこの立場こそ社会科学における純粹理論の成立を可能ならしめるものと考えた。実践との一義的連関を方法論上絶たれた理論は、具体的な社会実践の現実からの抽象化によつて特徴づけられることになる。かかるものとしてのケルゼニズムが、その無党派性の自賛にもかかわらず、如何なる歴史的社会的意義を有するものであつたかは自ら明らかといわざるをえない。

市民社会の危機は、しかし、このような逃避主義をもつてはもはや処理しえぬまでに濃化してくる。終に主知主義は弊履の如く打ち捨てられ、全き主意主義への飛躍が試みられる。ファシズムの非合理的權威主義がそれであつた。ここにおいては、相対主義的主知主義はファシズムの進軍路に横たわる除去さるべき障碍物以外の何ものでもなかつた。ケルゼニズムは、今や、支配層の狂暴な強力的攻勢に対して小市民的インテリゲンチヤの抵抗線を形成するものへと性格を一変する。一九三〇年暮招かれてケルン大学へ移り、三年後ナチスの政権掌握とともにドイツを逐われてジネネーヴに難を避けてより、四〇年逃れてアメリカへ渡るまでの十年間、ケルゼンの所説の帯びた政治論争的な調子は、この観点からのみ初めて了解されうるのである。

マックス・ウェーバーは、「一般に可能、な、人生に対するもろもろの究極的立場の闘争が調停され難く従つて解決され難いこと」を強調した。⁽¹⁾ケルゼンも、世界観の相剋を「決して判定のできないもろもろの精神の永遠の争い」と見る。⁽²⁾世界観の対峙は、また最高価値の衝突を意味する。これらの間に合理的に、決定を下す可能性は存在しない、とケルゼンはいふ。⁽³⁾換言すれば、彼は価値の妥当性の問題領域に対する理性の管轄権を否認する。最高価値に関する判断——語の最勝義における価値判断——は、元来、一般的には判断主体の個性に、特殊的には恐怖とか願望とかいったその意識の情緒的要素に基づくもの、したがつて本質的に主観的であり、当の主体にとってのみ通用する相対的なものとされるのである。⁽⁴⁾すでに早くカントロヴィッチは、評価するものとしてわれわれは個性を、しかもわれわれの利害・性格が異なるだけ異なつた個性をもち、かくて価値はただ、私にとつて、汝にとつて、われわれにとつてのみ存在する、と書いた。⁽⁵⁾マックス・ウェーバーの引く「ブロンドの女とブリュネットの女」や「フランスの文化とドイツの文化」の比喩がここで想起される。いわゆる価値判断の問題をみかかると嗜好判断」と同一平面でしかとらえず、またとらええず、より底のものへと透視する能力を欠くところに、彼らの主知主義の歴史的限界性が存することを先ず看取しなければならぬ。

法学者としてのケルゼンが、「法的事实としての実定法がそれに従つて評価せられうる特殊な価値たる正義の価値」⁽⁷⁾に考察の主眼を置くのは当然である。「平和」と同視され、或いは「合法性」⁽⁸⁾を意味する場合があるとはいへ、その固有の意味において、正義とは一つの絶対価値を意味している。⁽⁹⁾かかる正義は、ケルゼンにとっては、非合理的な理想であり、それが如何に人の意欲・行動に欠くべからざるものであつても、合理的認識の手には届かない。⁽¹⁰⁾何とな

れば、とケルゼンはいう、正義はその絶対的妥当性という点で一切の経験の彼方にあるから。⁽¹¹⁾ もっとも、彼は正義に一応の定義を与えようとはする。彼はいう、「正義とは、第一義的には社会秩序の可能な、しかし必須ではない、特性である。第二義的にのみ人間の徳性である。何故なら、一人の人間が正義しいというのは、彼の行態が、正義しいとみなされる秩序に適合する場合なのであるから。しかし、或る秩序が正義しいというのはどうということなのか。この秩序が、万人を満足させ、かくて万人が彼らの幸福をこの秩序の下に見出すように、もろもろの人間の行態を規律する、ということである。正義への憧憬は、幸福に対する人間の永遠の憧憬である。彼は、この幸福を孤立した個人としては見出すことができないので、それを社会において求める。正義とは、社会的幸福であり、社会的秩序が保障するところの幸福である。」⁽¹²⁾ しかし、ここで行論は再び振出しに戻ってしまう。けだし、然らばこの幸福とは何か、の問題にケルゼニズムは解答を与ええない。推論はすでに世界観の領域に足を踏み入れているからである。ケルゼンは、歴史上のさまざまな正義論に言及し、人間精神がこの問題の一義的解決のために如何に無駄な骨折りをしてきたかを示そうとする。かくて結論は依然として、「人間の理性は相対的な価値をしか把握できない、換言すれば、或ることを正義しいと宣言する判断は、反対の価値判断の可能性を排除する要求を携えて登場することはできない」ということであり、「絶対的正義とは非合理的な理想である」ということである。⁽¹³⁾ ケルゼンは、正義について論じたその一九五三年の小著を次の告白をもって結んだ。曰く、「私はこの論攻を『正義とは何か』の問いをもって始めた。いま、その結末において、私はこの問いに答えなかったことをよく承知している。この点に関しては私は最良の社会にいる、というのが私の辯解である。」⁽¹⁴⁾

近代主知主義の実証主義は遺憾なくケルゼニズムに受け継がれている。実証的でないものは、もはや合理的ではない。しかし、この実証主義の非動的性格は、最高価値の妥当性の問題に際して実証性の手がかりを終に見出すことが

できない。もろもろの世界観の相剋は「神々の争い」となる。世界観の選択は、かくて合理的考量の範囲の外に出るものと宣言せられざるをえなかった。

このような相対主義の立場が、なお主知主義の砦を固守しようとするその努力にもかかわらず、実践の次元で無気力な懐疑主義にとどまることを欲しない限り、実は最も肝要なこの場面において却って主意主義に大きく座を明けけるものであることは、上述したところよりするもすでに明らかであろう。もろもろの世界観の間に正当性を論断する権限は知性から意志に譲り渡される。マックス・ウェーバーは世界観の軌轢において「これらの間に決断を下すべき必然性」を見⁽¹⁶⁾、ゲオルク・イェリネックは「すべて未来は知の対象ではなく信の対象である」と述べ⁽¹⁶⁾、そしてラートブルフは「価値判断は認識のなしうるところでなく、ただ信仰告白のみがこれを能くする」、とその「根本思想」を要約した⁽¹⁷⁾。ケルゼンもまた、かかる「決断」について語るところがある⁽¹⁸⁾。或る機会に彼は、彼の民主主義・平和主義への左祖を「一切の科学の彼岸にある主観的な根本評価の帰結」であると「公然且つ卒直に」述べる⁽¹⁹⁾。ヴェルツェルはとくにラートブルフに関して、如上の立場は「観念論と主意主義の間に弧線を描く」ものであると評している。「可能なるもろもろの文化観・法律観の内容が意志の前に観念的に与えられているのだが、しかし、これらの中の何れを意志が把握し実現せんとするかは、もっぱら、観念的には基礎づけられえぬその決断のなすことである⁽²⁰⁾」。もとよりこの決断は単なる恣意であってはならず、「人格の深みから汲み取られた決断」すなわち良心に基づくものたることを要求される⁽²¹⁾。そこには、マックス・ウェーバーのいう「責任倫理⁽²²⁾」が支配するとされるのである⁽²³⁾。しかし、客観的な規準の存しない諸価値の無政府状態は依然としてそのままである。世界観の角逐は確信と確信の激突となる。この間に審判を下しうるものは終に力あるのみということになる。赤裸々な実力主義とまさに紙一重のかかる主意主義を、ケルゼニズムの主知主義はすでにその体系内に導入していたのである。この点では、ケルゼニズムはむしろフア

シズムへの道を拓いた、との評言をも甘受しなければならない。ケルゼニズムが小市民的インテリゲンチヤの胸墻としての役割をファシズムに対して果たしたのは、次に取り上げるその社会科学方法論という限られた象面においてであった。哲学的思想的象面では、それは僅かに、強力の前には容易に沈黙せしめられる個人的、世界観の激情的叫喚を可能ならしめたに過ぎない。

* このような一九世紀後半から二〇世紀初葉にかけてのオーストリアの社会経済的・政治的状况については、参照、今来陸郎編『中欧史』（新版一九七一年）八一頁以下。

- (一) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 1922, S. 550.
- (二) Kelsen, *Die philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus*, 1928, S. 78.
- (三) 参照' Kelsen, *General Theory of Law and State*, 1945, p. XVI.
- (四) 参照' Kelsen, *ibid.*, p. 6 f.; *The Political Theory of Bolshevism, A Critical Analysis*, 1948, p. 8; "Science and Politics", *The American Political Science Review*, vol. 45, 1951, p. 641, p. 645 f.; "The Natural-Law Doctrine before the Tribunal of Science", *Natural Law and World Law, Essays to Commemorate the 60th Birthday of Kotaro Tanaka*, 1954, p. 66.
- (五) Kantorowicz, *Zur Lehre vom richtigen Recht*, 1909, S. 26f.
- (六) 参照' Max Weber, *op. cit.*, S. 463 u. S. 546.
- (七) Kelsen, *Science and Politics*, p. 654.
- (八) 参照' Kelsen, *General Theory of Law and State*, p. 13f.; *La justice platonicienne, Revue philosophique de la France et de l'étranger*, tome 104, 1932, p. 396; *Reine Rechtslehre*, 1934, S. 13.
- (九) 参照' Kelsen, *Reine Rechtslehre*, S. 13; *Science and Politics*, p. 653; *Théorie pure du droit* (traduit par Henri Thévenaz), 1953, p. 53.
- (一〇) 参照' Kelsen, *La justice platonicienne*, p. 395 s.; *Reine Rechtslehre*, S. 15 f.; "The Function of the Pure

- Theory of Law", LAW, A Century of Progress 1835—1935, vol. II, 1937, p.236; General Theory of Law and State, p.13; Théorie pure du droit, p.55.
- (11) Kelsen, Reine Rechtslehre, S. 14; Théorie pure du droit, p. 54.
 - (12) Kelsen, Was ist Gerechtigkeit? 1953, S. 2. 参照' Kelsen, Reine Rechtslehre, S. 13; General Theory of Law and State, p.6.
 - (13) Kelsen, Was ist Gerechtigkeit? S.40.
 - (14) Ibid., S.43.
 - (15) Max Weber, op. cit., S.550.
 - (16) Georg Jellinek, Ausgewählte Schriften und Reden, Bd. I, 1911, S.427.
 - (17) Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 1941, S.2.
 - (18) 参照' Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. Aufl. 1929, S.118 Anm.40) .
 - (19) Kelsen, Juristischer Formalismus und reine Rechtslehre, Juristische Wochenschrift, Jg.58, 1929, S.1724 r.
 - (20) Welzel, Naturrecht und materiale Gerechtigkeit, 1951, S.179.
 - (21) 参照' Radbruch, Rechtsphilosophie, 4. Aufl. 1950, S.102.
 - (22) 参照' Max Weber, Gesammelte Politische Schriften, 1921, S.441f.
 - (23) 参照' Coing, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 1950, S.104.

第四章 社会科学方法論としてのケルゼニズム

相対主義は社会科学の方法論としてその論理的整合性を誇る。

ケルゼンによれば、客観性したがって確実性ということが一切の科学の理想である。⁽¹⁾ この客観性の原理は、自然科

学はいうまでもなく、社会科学にもまた適用されなければならない。⁽²⁾ マックス・ウェーバーが、社会科学の論証は「シナ人にでも」妥当すべきものと説いたのはこの意味である。⁽³⁾ かくて、すでに説明されたように何ら客観性を示すことがないとされる。「価値判断」は、科学の王国から放逐の運命を免れえない。ケルゼンはいう、「真の価値判断は、純粹に主観的な意味をもつものなので、科学の領域の外にある。何故かなら、客観性ということが一切の科学の本質的要素なのであるから。」⁽⁴⁾ ここでケルゼンは、「真の価値判断」という周到な言葉を使う。けだし、価値判断の語はしばしばその非本来的意味に、すなわち「或ることが或る目的への適当な手段である」となす命題の意味に用いられることがあるからである。しかし、かかる命題は、もちろん「もし或ることが目的として前提されるならば」という条件の下にはあるが、原因・結果の関係について叙べるものであって、実在についての判断と異なるところなく、⁽⁵⁾ 結局、価値判断すなわち「或ることが目的であるとなす命題は、それ以上の目的への手段としての目的にはなく、⁽⁶⁾ (最高価値についての判断として) 究極目的に言及している場合にのみ、語の特殊な意味において価値判断なのである。」

これは、いわゆる没価値性の議論である。この立場は、ゾンバルトとともに、「あるべき」と(*ein Sollen*)を科学的問題の中に混入するのは悪魔のしわざである」と叫んだマックス・ウェーバー⁽⁷⁾に象徴的に代表される。ケルゼンは、この「科学の分野からの価値判断排除」換言すれば「科学の政策からの分離」の原理を次のように定式化する。曰く、「科学者は如何なる価値をも前提してはならない。従って、彼は彼の対象を善であるとか悪であるとか、すなわち前提された価値に合致しているとか背反しているとか判断することなく、その説明と記述とに自制しなければならぬ。」これはまた、「科学者が彼の研究の対象を説明し記述するところの命題は、彼自身の信奉する価値によって影響されてはならない」ということである、と。⁽⁸⁾ 彼はつとに、*Wissenschaft*と*Wollenschaft*の区別をすべきこ

とを強調し、政策が正しい合目的々な意欲（および行動）の術を意味するものである限り、科学は政策から分離されなければならない、と主張している。⁽⁹⁾

「科学の政策からの分離」は、とくに、「いわば価値判断の滲透している対象をもつ科学の中で価値判断を差し控えること」を意味する。⁽¹⁰⁾ かかる科学として、先ず政治学が挙げられねばなるまい。ケルゼンは政治科学と「政治的」科学を区別する。政治科学の対象が政治であることはいうまでもない。政治とは、社会秩序とくに国家の確立・維持に向けられた活動であつて、価値判断を不可欠の前提とする。しかし、政治科学者はあくまでこの事実の説明と記述にとどまるべきであり、彼自ら何らか特定の政治的価値を前提するようなことがあつてはならない。然らざれば、政治学は政治の道具という意味での「政治的」科学に墮するであらう。こうケルゼンは論ずる。⁽¹¹⁾

法学もまた、実践的関心の根強く絡まる対象をもつ。しかもここでは、対象が法規、範であることが事態を一層錯雑せしめる。ケルゼンによれば、伝統的法律学においては「法理論が法実践から区別されていない」⁽¹²⁾。伝統的法律学とくに法解釈学における理論と実践（認識と価値判断）の混淆を、彼はその法段階説に抛りつつ鋭く指摘した。科学的「解釈」は、解釈さるべき規範の示す枠の確定およびこの枠の中で与えられている幾多の可能性の認識にとどまる。

これらの可能性の中の何れが正しいかの問題は、もはや法理論的課題ではなく法政策的課題である、と。⁽¹³⁾ 法の科学——ケルゼンによれば彼の「純粹法学」こそまさしくそれである——は、法の領域においてあるところのものを認識しようとのみするのであり、そこにおいてあるべきところのものを決定しようとはしない。⁽¹⁴⁾ 実に、ケルゼンの「純粹法学」の「純粹性」は、本質的に、それが認識しようとは欲するが意欲しようとは欲せず、科学たろうとは欲するが政策たろうとは欲しない点に存する、とされるのである。⁽¹⁵⁾ それは「実定法の没価値的科学的である」、とケルゼンはいふ。⁽¹⁶⁾ 政策からの分離の要請を、法の科学の場合について、彼は次のように述べる。曰く、「法科学者は、彼の対象を

記述するに際し、実定法の規範以外の規範にかかわる判断たる政策的価値判断をなすこと、殊に彼の対象を正または不正と評価すること、を慎まなければならない⁽¹⁷⁾と。

このような科学論は、価値判断の立証不可能を前提とするものである。かくて、価値判断が科学の中に席を占めるのは、それらがその事実性 (Faktizität) において受け取られる限りということになる⁽¹⁸⁾。すなわち、今日「世界のさまざまな価値秩序は相互に解決し難い闘争の中に立っている⁽¹⁹⁾」という事実が、「合理化および主知化、なかんずく魔術からの世界解放をその特徴としてもつわれわれの時代の宿命⁽²⁰⁾」として、そのまま受け容れられることによってである。換言すれば、可能な一切の世界観、価値判断、実践的立場に平等の科学的認識価値が認められる場合である。

没価値論者は、ここに理論 (科学) と実践 (信仰) とを分かつ「毛のように細い一線」を見る⁽²¹⁾。この視点に立って、

「法価値考察としての法哲学⁽²²⁾」の体系を構築したラートブルフの方法は、法学におけるその典型的一例といえよう。

ケルゼンもまた、その理論が世界観的・価値判断的要素と接触する場面では、かかる——かつて木村亀二の命名したところに従えば——「世界観的方法⁽²³⁾」をラートブルフとともにする。独裁政体と民主政体の究極の根底として、絶対主義的世界観と相対主義的世界観の根源的対立が措定され⁽²⁴⁾、或いは国内法と国際法の関係についての理論構成の決定因子として、主観主義的世界観と客観主義的世界観が対置される等⁽²⁵⁾、これである。ケルゼンはこの立場から、その攻撃的たる自然法論と自ら拗って立つ法実証主義の対峙をさえ、形而上学的二元論と科学的批判的世界観という人間精神の解き難い性格的対立に解消しようとする⁽²⁶⁾のである。

価値判断を科学の中に持ち込んではいられない。——経験科学は客観的な事実の確定にとどまるべきである。——

したがって、われわれの実践のために「一箇の公分母」を探し出し「処方箋」を発行するということは、決してその任務ではありえない⁽²⁷⁾。理論と実践の一義的関連はかくて断たれる。マックス・ウェーバーがこの経緯を剴切に述べ

ている。「経験科学は、何びとにも、彼が何をなすべきかを教えること能わず、ただ、彼が何をなしうるか、および——事情によっては——彼が何を欲するかを教えること能うのみである。⁽²⁸⁾」科学は、没価値論者のもとでは、特定の実践的立場から出発することなく、自ら如何なる実践的指針をも提示することないものである。この故にまたそれは、一切の立場に等しく事実的知識を提供する。理論と実践の問題を、ケルゼンは科学と政策の関係という形で取り上げて左の如く書いてある。「科学は政策から切り離されねばならぬとしても、政策は科学から分離されるを要しない。政治家が彼の目的を実現するために手段として科学の結果を用いることは、道理に適っている。一般的に科学、そして特殊的に政治科学が、これらの手段を供給しうる。そして、科学のみが適当な手段を提供できるのである。しかし、すでに指摘した通り、それは政策の究極目的を決定できない。⁽²⁹⁾」

かかる社会科学方法論は、勃興する第四階級のイデオロギーとしてのマルクシズムに対し、市民階級の思想戦線を立て直す意味を有するものであった。しかし、市民社会の構造的危機が終にファシズムの抬頭を必然ならしめたとき、それは変性して小市民的インテリゲンチヤのための一種の抵抗理論としての役割を果すことになる。ファシズムがその権威的非合理主義を社会科学の中に強引に滲透させようとするのに対し、没価値性の要請を振りかざしてこれを拒否する、という形で。例えば、ケルゼンは、一九三〇年スメントの有名な「統合理論」を批判して、スメントが政策的価値判断を理論的本質認識として押し出すことを論難、その学説は結局ドイツ共和国に対する戦いに奉仕する以外の何ものでもなく、要するに「科学の仮面をつけた独裁主義の辯明」である、と攻撃する。⁽³⁰⁾ また、三一年にはカール・シュミットの「憲法の番人」論を槍玉に挙げ、その「科学と政策の混淆」を鋭利な筆致で剔抉して、「政策的価値判断から科学的認識を峻別すること」を力説する。⁽³¹⁾ しかし、強大なファシズムの総力的攻勢の前には、このような局面の限られた小規模にして消極的な反抗の若は、實際余りにも微力である。ナチスの成長とともに、ケルゼニズ

ムがたちまち足下に踏みこじられたのもまた已むをえないことであつた。

- (一) 参照' Kelsen, Reine Rechtslehre, S. III ; General Theory of Law and State, p. 9.
- (二) 参照' Kelsen, Science and Politics, p. 646.
- (三) Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, S. 155.
- (四) Kelsen, Théorie pure du droit, p. 53.
- (五) Kelsen, Science and Politics, p. 642 f. 参照' Kelsen, General Theory, p. 7.
- (六) Kelsen, Science and Politics, p. 644. 参照' Kelsen, General Theory, p. 7.
- (七) Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, 1924, S. 417. Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 132 (Verhandlungen der Generalversammlung in Wien, 1909), 1910, S. 582.
- (八) Kelsen, Science and Politics, p. 691.
- (九) Kelsen, Die Rechtswissenschaft als Norm- oder als Kulturwissenschaft, Eine methodenkritische Untersuchung, Schmollers Jahrbuch, Jg. 40, 1916, S. 1183.
- (一〇) Kelsen, Science and Politics, p. 646.
- (一一) Ibid., p. 646 ff. 参照' Kelsen, Political Theory of Bolshevism, p. 8 f.
- (一二) Kelsen, Juristischer Formalismus und reine Rechtslehre, S. 1724 l.
- (一三) 参照' Kelsen, Reine Rechtslehre, S. 94 ff. ; Zur Theorie der Interpretation, Internationale Zeitschrift für Theorie des Rechts, Jg. 8, 1934, S. 11 ff.
- (一四) Kelsen. Juristischer Formalismus, S. 1723 r.
- (一五) Ibid., S. 1724 l.
- (一六) Ibid., S. 1723 r.
- (一七) Kelsen, Science and Politics, p. 654.
- (一八) 参照' Emge, Ueber das Grunddogma des rechtsphilosophischen Relativismus, 1916, S. 24.

- (19) Max Weber, op. cit., S. 545.
 - (20) Ibid., S. 554.
 - (21) Ibid., S. 212.
 - (22) Radbruch, Rechtsphilosophie, S. 97ff.
 - (23) 国家学会雑誌'四七卷'一九三三年'二九六頁。
 - (24) 参照' Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 1920, S. 36ff. ; Allgemeine Staatslehre, 1925, S. 369 ff. ; Das Problem des Parlamentarismus, 1925, S. 40ff. ; Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. umgearbeitete Aufl. 1929, S. 100 ff. ; Staatsform und Weltanschauung, 1933, S. 24ff. ; "Absolutism and Relativism in Philosophy and Politics", The American Political Science Review, vol. 42, 1948, p. 906 ff.
 - (25) 参照' Kelsen, Das Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts, 1920, 2. Aufl. 1928, S. 314 ff. ; Allgemeine Staatslehre, S. 130ff. ; Reine Rechtslehre, S. 142 ; General Theory of Law and State, p. 386 ff.
 - (26) Kelsen, Die philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus, 1928, S. 41ff.
 - (27) Max Weber, op. cit., S. 149, S. 154.
 - (28) Ibid., S. 151.
 - (29) Kelsen, Science and Politics, p. 647f.
 - (30) Kelsen, Der Staat als Integration, 1930. ヴェル S. 32 f., 77, 91.
 - (31) Kelsen, Wer soll der Hüter der Verfassung sein? 1931. ヴェル S. 56.
- * 尾高教授の翻訳、ラーントブルフ『法哲学における相对主義』に於て
- 尾高朝雄教授は、田中耕太郎博士訳、ラーントブルフ『法哲学』(昭和二六年)の巻末に、ラーントブルフの優れた論文『法哲学における相对主義』(Radbruch, Le relativisme dans la philosophie du droit, Archives de Philosophie du droit et Sociologie juridique, 4^e année, 1934, pp. 105—110)を附録として訳出しておられる(三〇七—三二六頁)。
- 訳文もまた、原論文の真意を伝えるに充分の麗筆であることは、言つを俟たない。ただ、一箇所にわれわれは余りに明白

な誤訳を見出すのである。他の部分が達意の名訳であるだけに、この瑕瑾は余計目につく。或いはすでに教授自身気がつかれ、最新の版では訂正しておられるかも知れない。(われわれの手許にあるのは昭和二七年の再版である。)とにかく、この点に関して左に書き留めておく。

問題の箇所は、訳文で三〇八頁の七行目、原文で一〇六頁の一行目である。その前後を教授の翻訳で示してみよう。「さて、法哲学における相対主義とは、正しい法に関するすべての実質上の断定は、一定の社会状態および一定の価値秩序を前提として初めて妥当するものである、という主張に外ならぬ。社会状態は無限に変化する。価値の体系も無数である。故に、一定の社会状態の下において或る透徹した体系を構成し、理論上可能な価値判断の洗煉された体系を展開することはできる。しかし、これらの可能形態の中から、科学的な、立証のできる、しかも、否定することのできないやうな仕方、一つのものを選び出すことは、不可能である。かかる選択は、個人の良心の中から引き出された決定によってのみなされ得るに過ぎない。云々」すなわち、相対主義の根本思想を簡明に表現した一節なのだが、ここで、ポイントを附した「価値の体系も無数である」という所が問題なのである。教授の流れるような文章の調子につられて、人は恐らく何の気なしに読み過ごしてしまうだろう。しかし、すでに相対主義の学説に幾らかでも通じた者ならば、少し注意して読めば必ずや怪訝の念が沸くに違いない。「価値の体系も無数である」というのでは、それ以下の所説と辻褓が合わなくなる。「社会状態は無限に変化」し、しかも「価値の体系も無数である」とすれば、たとえ「一定の社会状態の下において」であろうと、どうして、「或る透徹した体系を構成し、理論上可能な価値判断の洗煉された体系を展開すること」ができよう。果して、われわれはこの部分を原文の当該箇所と引き比べることにより、これは教授の明らかな誤訳であることを発見する。原文はどうなっているか。Le nombre des systèmes de valeurs est limité. とある。すなわち、「価値体系の数は限られている」となっているのである。かくてこの Il est donc possible de développer un système bien net, un système formé des valorisations théoriquement possibles dans une certaine situation sociale. という後続部分への意味が通ずる。教授の訳は全く反対であつて、いささか酷い。単に語学の上からいえば、かえって「勘違い」として簡単に恕せられるかも知れない。しかし、これは相対主義の中心主張に關しているのである。ラートブルフは、彼の相対主義的傾向を、法学者の中ではなかななくゲオルク・イエリネックに負っている(参照、Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 1914, Vorwort)。そのイエリネックが叙べている。「注意深く歴史を研究すれば、一切の倫理的、政治的および法律的基礎問題について一定数の型的解決の存する

ことが判る。理論の展開および形成は、それ故、一つの具体的型の内部においてのみ可能である。或る型的解決が、歴史の流れの中で、進歩的認識において斥けられることはあるけれども、新たな型の出現はきわめて稀なことである……」と。そして、「賢い事も、愚な事も、昔誰かがもう考へた事しか考へられぬ」（鵜外訳）というメフィストフェレスの独白を引いているのである（G. Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechte, 2. Aufl. 1905, S. 13 Anm. 1）。

これで判るように、価値体系の有限というのは相對主義の基本テーゼなのである。ラートブルフ自身、「経験世界の全領域には、絶対的な価値性を担い得る対象は唯三種しかない。即ち人間的個人人格、人間的全体人格、人間的作品がそれである。我々はそれらのかかる基体に応じて三種の価値、即ち個人価値、団体価値及び作品価値を区別することができる」と語っている（『法哲学』訳七六頁）。かく見てくると、教授の誤訳は、単なる語学上の「勘違い」と見るには余りにも重大である、ということになる。われわれの摘示が、些細な点を捉えての揚げ足取りでは全然ない所以である。

「この誤訳指摘の覚書には、一九五四・五・一九の日付けがある。研究室に入って未だ一年ちよつとの頃の、氣負いとて、い、が行間に躍っていて忸怩たるものがあるが、今日なお無意味ではないと思うので、あえて原文のまま掲載する。というのは、問題の故尾高朝雄教授の訳文は、その後、東京大学出版会発行『ラートブルフ著作集』に収録され、その第四卷『実定法と自然法』の巻頭を飾っているが、碧海純一教授の校正を経たと信ずべきこの新版（ちなみに、本巻は一九六一年初版第一刷、一九七一年に第五刷が出ている）でも、くだんの誤訳はそのままであり（四頁二―三行目）、当訳文を通してラートブルフ、さらには法哲学そのものに初めて接する初学者たちを当惑させているのではないかと危惧するからである。わが尊敬する故教授に礼を失する措辞がもし文中ありとするならば、当時年少客氣、未熟な一学徒の全く意図せざりし勇み足として、ひたすら寛恕を乞いたい。」